

ビジネス実務法務検定試験® 1 級

答練【体験版】

第 1 問

工作機械の製造販売会社である A 社は、工作機械の部品を販売している B 社から X 社が大量生産している規格品である X 社製の工作機械用部品「α」200 個を購入する契約を締結した。当該契約では、契約締結日から 1 週間後に B 社が部品「α」200 個を A 社の倉庫に納品することとされていた。B 社は、A 社への納品日の前に部品「α」200 個を調達し、自社の倉庫で保管し、B 社の従業員 C が納品日にこれを A 社の倉庫に運ぶこととなった。約束の納品日に、C は、B 社所有の営業用自動車で部品「α」200 個を運んでいたが、C は、自動車の運転を誤って、3 歳の幼児 D をはね飛ばし、C の運転する車も E 社が経営する店舗に激突し、C が運んでいた部品「α」200 個は使い物にならなくなった。

(問題) 上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問(1)

部品「α」200個が約束の期日に A 社に納品されなかったために、A 社は損害を被った。A 社は、B 社に対して、債務不履行に基づき損害賠償を請求することができるかについて説明しなさい。

設問(2)

本件交通事故で大けがをした D は、B 社に対して、入院治療費として支出した 300 万円の損害賠償を請求している。また、店舗を損傷された E 社は、B 社に対して、店舗の修補費用として支出した 150 万円の損害賠償を請求している。このことを前提として、以下の小問に答えなさい。

- ① D や E 社の B 社に対する請求の根拠として考えられる民法上の制度と民法以外の法律上の制度を指摘して、その可否を論じなさい。
- ② B 社は、D に対して損害賠償責任を負うことは認めているが、その額について争っている。本件交通事故の原因の一端が、D の母親 F が友人との世間話に夢中になって、D から目を離してしまった隙に D が道路に飛び出したことにもあった場合、B 社の主張として考えられることを説明し、B 社の主張が認められるかを説明しなさい。
- ③ 小問①で論じた民法上の制度により、B 社に対して、本件店舗の損傷による損害が生じたことを E 社が知ってから 4 年後に初めて当該損害賠償請求がなされたものであった場合、B 社は、E 社の

B社に対する損害賠償請求権の時効消滅を主張することができるかについて説明しなさい。

また、小問①で論じた民法上の制度により、B社に対して、Dの入院治療費として300万円の損害賠償を請求することができることをDの親権者である両親が知ってから4年後に初めてDの請求がなされたものであった場合、B社は、DのB社に対する損害賠償請求権の時効消滅を主張することができるかについて説明しなさい。

【解答例】

設問(1)

1. B社は、部品「α」200個を約束の期日にA社に納品することができなかったのであるから、B社の引渡債務は履行遅滞となっている。しかし、これはB社の従業員Cの過失によるものであるから、B社自身には、帰責事由（民法415条）がないのではないかが問題となる。

債務不履行が履行補助者の故意・過失によるものであった場合、履行補助者の故意・過失が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして「債務者の責めに帰することができない事由」に当たるか否かという観点から判断される。

この点、債務者である会社の従業員に故意・過失がある場合、原則として、「契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして」債務者の帰責事由によるものではないといえない。

2. よって、履行補助者である従業員Cの過失によるものである以上、B社がその他の事情により、自己に帰責事由がないことを証明できない限り、A社は、B社に対して、債務不履行を理由に損害賠償を請求することができる。

設問(2)①

1. DやE社のB社に対する請求の根拠として考えられる民法上の制度として使用者責任（民法715条）がある。そして、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。従って、使用者責任が認められるためには、①被用者に不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である。

本問では、B社の従業員Cは、過失によってDに入院治療費として300万円の損害を負わせており、E社に店舗の修補費用として150万円の損害を負わせているから、Cは、DやE社に対して不法行為責任を負う（同法709条）。そして、これは、B社の被用者であるCによるB社の事業の執行についての事故であるから、B社は、DやE社に対して使用者責任を負う。よって、DやE社は、B社に対して、使用者責任に基づき損害賠償を請求することができる。

2. また、Cが運転していた営業用自動車はB社所有であり、本件事故によりDは負傷しているからB社は運行供用者に該当する。

よって、B社が、①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、②被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと、③自動車に構造上の欠陥または機能上の障害がなかったことの3つの要件をすべて証明できない限り、Dは、B

社に対して、自賠法3条の運行供用者責任に基づき損害賠償を請求することができる。

これに対して、E社の損害は物損にすぎないから、E社は、B社に対して、運行供用者責任に基づく損害賠償を請求することはできない。

設問(2)②

1. 本件交通事故の原因の一端は、Dの母親Eが友人との世間話に夢中になって、Dから目を離してしまった際にDが道路に飛び出したことにもあることから、B社は、過失相殺(民法722条2項)により損害賠償額を減額すべきだと主張することが考えられる。ただ、被害者Dが3歳の幼児であるため、過失相殺は認められないのではないかが問題となる。

この点、過失相殺をするにあたっては被害者に責任能力は要せず、損害の発生・拡大を避けるのに必要な注意をする能力である事理弁識能力が備わっていれば足りると解する。そして、ケースバイケースの判断になるが、小学生程度の知能があれば一般に事理弁識能力は認められる。

本問の場合、Dは3歳の幼児なので、事理弁識能力を認めることはできない。よって、Dが道路に飛び出したという不注意をもって過失相殺はできない。

2. しかし、損害の公平な分担を図るという趣旨から、直接の被害者に事理弁識能力がなくても、被害者側にも過失があつて損害の発生・拡大の一因となった場合には、過失相殺は可能と解する。ここに「被害者側」とは、被害者と身分上・生活関係上一体をなす関係にある者を意味し、被害者の父母の過失は被害者側の過失として損害賠償額の算定に当たっては考慮される。

本問では、Dの母親Fが友人との世間話に夢中になって、Dから目を離してしまった不注意が被害者側の過失として考慮され、B社のDに対する損害賠償額が減額される可能性がある。

よって、過失相殺により損害賠償額を減額すべきだというB社の主張は認められる。

設問(2)③

1. 小問①で論じたように、B社の従業員Cは、過失によってE社の店舗を損傷させており、また、Dに入院治療費として300万円の損害を負わせているから、Cは、DやE社に対して不法行為責任を負う(同法709条)。そして、これは、B社の被用者であるCによるB社の事業の執行についての事故であるから、B社は、DやE社に対して使用者責任を負う。よって、DやE社は、B社に対して、使用者責任に基づき損害賠償を請求することができる。

2. そして、不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ってから3年間行使しないときは、時効によって消滅する(民法724条1号)。

よって、B社に対して、本件店舗の損傷による損害が生じたことをE社が知ってから4

年後に初めて当該損害賠償請求がなされたものであった場合、B社は、E社のB社に対する損害賠償請求権の時効消滅を主張することができる。

3. これに対して、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ってから5年間行使しないときに時効によって消滅する(民法724条の2)。

よって、DのB社に対する損害賠償請求権は、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権であるから、Dの法定代理人であるDの両親が、B社に対して、Dの入院治療費として300万円の損害賠償を請求することができることを知ってから4年経過しただけでは、B社は、DのB社に対する損害賠償請求権の時効消滅を主張することはできない。

【解 説】

設問(1)について

債務不履行に基づく損害賠償責任(民法415条1項)

一 狭義の履行補助者の故意・過失

- ① 債務者がその債務の本旨に従った履行をしない場合または債務の履行が不能である場合は、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求できる(民法415条1項本文)。

ただし、債務不履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものである場合は、債権者は、債務不履行に基づく損害賠償を請求できない(民法415条1項ただし書)。

※ 帰責事由の有無を「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断するとは、契約書の記載事項だけでなく、契約の性質、契約の目的、契約締結に至る経緯など契約に関する一切の事情や取引通念などを考慮・検討して損害賠償責任を免責することが相当かどうかを判断することを意味する。

※ このように、債務不履行に基づく損害賠償請求権の要件として、債務者の帰責事由が必要であるが、これについては、債務者が自己に帰責事由がないことを立証する必要がある。

- ② 債務不履行が履行補助者(ex. 債務者である会社の従業員等)の故意・過失によるものであった場合に、債務者に債務不履行責任が認められるか否かは、履行補助者の故意・過失が上記の判断基準に照らして「債務者の責めに帰することができない事由」に当たるか否かという観点から判断される。

もともと、債務者である会社の従業員に故意・過失がある場合、原則として、「契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして」債務者の帰責事由によるものではないといえないことから、債務者である会社は、債務不履行に基づく損害賠償責任を免れることはできない。

ex. 中古車の販売・修理業者であるA社は中古車甲をBに売却したが、A社の従業員Cが甲の引渡期日を失念していたために、約束の引渡期日にA社は甲をBに引き渡すことができなかった。この場合でも、甲の引渡債務の債務者であるA社の履行補助者である従業員Cに過失がある以上、契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして、債務者であるA社の帰責事由によるものではないといえないことから、A社は、履行遅滞に基づく損害賠償責任を免れることはできない(Bは、A社に対して、債務不履行に基づき損害賠償を請求できる)。

設問(2)①について－使用者責任(民法715条)

B社の従業員Cの過失により第三者D、E社に損害が発生しているから、民法上の制度として使用者責任(民法715条)に気付いてほしい。また、B社所有の営業用自動車の運転中の事故で、Dについては人損が生じていることから、民法以外の法律上の制度として、自賠法上の運行供用者責任に気付いてほしい。

この点に気付けば、あとはそれぞれの要件を指摘してあてはめるだけである。

1. 使用者責任の成立要件

事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。但し、使用者は、被用者の選任・監督について相当の注意をしたことなどを証明すれば、責任を免れる。

【民法 715 条の要件】

- ① ある事業のために「他人を使用する」こと(使用関係)
- ② 「事業の執行について」損害を加えたこと
- ③ 第三者への加害行為であること
- ④ 被用者に不法行為(民法 709 条)の要件が備わっていること
- ⑤ 使用者に免責事由がないこと

↓

すなわち、

- ① 被用者に不法行為責任(民法709条)が認められること、
- ② 使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること、
- ③ 被用者の侵害行為が使用者の事業執行についてなされたことが必要である。

☆重要度A

【論証例-民法 715 条の成立要件:短文用】

使用者責任が認められるためには、①被用者に不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である(民法 715 条)。

【論証例-民法 715 条の成立要件: 中文用】

使用者責任(民法 715 条)が認められるためには、①被用者に不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である。但し、使用者が被用者の選任・監督につき相当の注意をしたこと、又は、相当の注意をしても損害が生じたことを証明すれば使用者責任は免責される。

2. 使用者責任の成立要件②-「使用者・被用者間の指揮監督命令関係が存在していること」

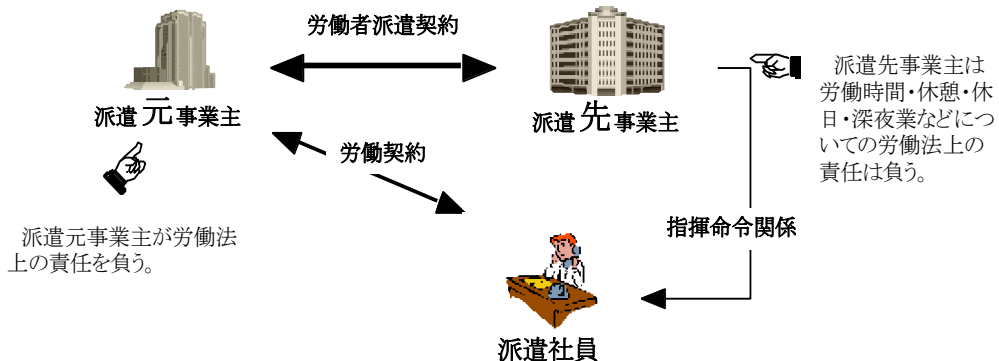
判例によると、使用者責任の成立要件である「使用関係」とは、雇用契約などの契約関係になくても、**事実上指揮監督命令に服する関係**にあれば認められる。

Practice

X社の経営するAスイミングスクールにおいて、同スクールの会員Yは、プールサイドで転倒し、負傷した。Aスイミングスクールでは、インストラクターとして、派遣元事業主C社から労働者派遣契約に基づき派遣労働者Zの派遣を受けている。Zの指導・監視に過失があった場合、X社はYに対して使用者責任を負うか。

【解説】

- 労働者派遣における当事者の法律関係は、①派遣元事業主（以下、単に「派遣元」という）と派遣労働者との間に雇用関係があること、②派遣元と派遣先企業（以下、単に「派遣先」という）との間に労働者派遣契約が締結されていること、③派遣先は派遣労働者に対し、指揮命令を行うことである（労働者派遣法2条1号）。



2. このように派遣先は派遣労働者に対し、指揮命令を行うが、派遣先と派遣労働者との間には雇用関係がない。従って、X社は使用者責任(民法715条)を負うか問題となるが、判例によると、使用者責任の成立要件である「使用関係」とは、雇用契約などの契約関係になくても、**事実上指揮監督命令に服する関係にあれば認められる**。従って、X社はYに対して使用者責任を負う。

2. 運行供用者責任

【ポイント】

1. 自家用自動車の**所有者**であれば、**運転しているか否かに係わらず**運行供用者の責任を負う。
2. 自賠法の運行供用者責任は、人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用され、**物損は適用対象外**である。
3. 「**運行**」の意義について、通説は自動車の危険性から、**駐停車中であっても**、それが損害発生の一原因となっている場合には、「**運行**」に該当するものとしている。

自賠法の免責事由

自賠法上の運行供用者は、一般の不法行為と比べ責任が加重されている。下記の**3要件**をすべて証明しなければ損害賠償責任を免れない(自賠法3条)。

【自賠法による免責事由】



- ① 自己及び運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと
- ② 被害者または運転者以外の第三者に故意・過失があったこと
- ③ 自動車の構造上の欠陥または機能上の障害がなかったこと

☆重要度 B

【論証例-運行供用者の責任】

企業が運行供用者に該当する場合，①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと，②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと，③自動車に構造上の欠陥又は機能上の障害がなかったことの**3つの要件をすべて証明しなければ損害賠償責任を免れない**(自賠法3条)。

運行供用者責任は一般の不法行為責任を加重したものであり，厳密な意味での無過失責任ではないが一種の無過失責任に近いものであり，最も被害者保護に厚いと考ええる。

なお，加害行為と損害との間に因果関係(相当因果関係)が必要であり，かつ，加害者は相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負う点は一般の不法行為責任と同様である。

Practice

貨物運送業を営むX会社の従業員Aは，同社所有のトラックを運転して荷物の運搬に従事していた。Aは勤務時間中に強い眠気に襲われ，街灯がなく真っ暗な道路に，路側帯からはみ出るような状態でトラックを駐車し，トラックのライトをすべて消灯して，仮眠に入った。そこへBが運転する自動車が衝突し(Bには過失がないものとする)，Bは全治3ヵ月の重傷を負い(治療費200万円)，自動車修理代金等の物的損害を負った(損害額300万円)。

設問(1) X社は運行供用者責任を負うか。

設問(2) X社は運行供用者責任を負うとして，自賠法上，その賠償額はいくらか。

【解説】

1. 設問(1)について

「運行」の意義について，通説は自動車の危険性から，駐停車中であっても，それが損害発生の一原因となっている場合には，「運行」に該当するものとしている。

☆重要度 B

【論証例-運行供用者責任:駐車中の場合】

X社は運行供用者であり、かつ、**駐車中であっても「運行」に該当するので**、X社は、免責事由を立証しない限り、運行供用者責任を負う(自賠法3条)。

2. 設問(2)について

自賠法の運行供用者責任は、人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用され、**物損は適用対象外**である。

☆重要度 B

【論証例-運行供用者責任:適用対象】

自賠法の運行供用者責任は、**人の生命・身体を害した場合(対人事故)のみ適用**され、**物損は適用対象外**である。従って、X社の賠償額は200万円である。

設問(2)②について

本件交通事故の原因の一端が、Dの母親Fが友人との世間話に夢中になって、Dから目を離してしまった隙にDが道路に飛び出したことにもあったことから、Dの損害賠償請求に対して、B社は、過失相殺(民法722条2項)により損害賠償額を減額すべきだと主張することが考えられる。本問では、被害者Dは3歳の幼児であるから、まず、Dの過失相殺能力の有無を検討する必要がある。

さらに、Dに過失相殺能力が認められないとしても、Dの母親Fの過失について被害者側の過失を検討する必要がある。

1. 過失相殺

過失相殺とは、**損害の公平な分配**という観点から、不法行為に際し、被害者にも過失があつて損害の発生や拡大の一因になった場合には、損害額から被害者の過失割合に相当する額を差し引く制度である。

2. 事理弁識能力

過失相殺を行うには被害者に過失があることを要するが、この過失は、不法行為の成立要件としての過失とは異なり、被害者が**損害の発生を避けるのに必要な注意をする能力(事理弁識能力)**である。ただ、過失相殺の成否は、被害者自身の事理弁識能力の有無だけではなく、次に説明する被害者側の過失も考慮して判断される。

責任能力 ▽
☐ 意義 自己の行為が違法なものとして法律上非難されるものであることを弁識しうる能力＝責任弁識能力
☐ この能力が欠けた場合の効果 不法行為責任を負わない。

過失相殺能力 ▽
☐ 意義 事理弁識能力があれば足りる。
☐ この能力が欠けた場合の効果 過失相殺できない。

☆重要度B

【論証例-過失相殺-事理弁識能力:短文用】

過失相殺をするにあたっては被害者に責任能力は要せず、**損害の発生・拡大を避けるのに必要な注意をする能力である事理弁識能力があれば足りる**。ケースバイケースの判断になるが、小学生程度の知能があれば一般に事理弁識能力を認めることは可能である。

3. 被害者側の過失

被害者と一定の関係にある被害者自身以外の者に過失があるときに、その者の過失も過失相殺を行うにあたり被害者側の過失として考慮される。

☐ 具体例

- ① 幼児が被害者の場合には**親権者の過失**は、損害賠償額の算定にあたって**被害者側の過失として考慮される**。
- ② 夫の運転する自動車に同乗し負傷した妻からの損害賠償請求に対しては**夫の過失も被害者側の過失として考慮される**。

もつとも、被害者側の過失として考慮される者の範囲は、損害の公平な分配の観点から妥当であると認められる範囲に限定される。

■ 「被害者側」の範囲に関する最高裁判例

被害者の幼児が保育園児である場合の保育園の**保育士の過失**は、被害者側の過失として**考慮されない**。

☆重要度 B

【論証例-過失相殺-被害者側の過失:短文用】

直接の被害者に事理弁識能力がなくても、**被害者側にも過失があつて損害の発生・拡大の一因となった場合に**，過失相殺が可能である。ここに「被害者側」とは、**被害者と身分上・生活関係上一体をなす関係にある者**を意味する。

従って、直接の被害者が子の場合、父母の過失は被害者側の過失として損害賠償額の算定に当たって考慮されるが、保育士の過失は被害者側の過失として考慮されない。

設問(2)③について

不法行為責任と債務不履行責任の異同

	債務不履行責任(民法 415 条)	不法行為責任(民法 709 条等)
損害賠償の方法	原則として金銭賠償	原則として金銭賠償
(1) 過失の立証責任	債務者が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして自己の帰責事由によるものでないことを立証しなければならない。	債権者(被害者)が債務者(加害者)の過失を立証しなければならない。
(2) 消滅時効	債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から 5 年または権利を行使できる時(客観的起算点)から 10 年(民法 166 条 1 項) ただし、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の客観的起算点からの消滅時効期間は 20 年(民法 167 条)。	損害及び加害者を知った時から 3 年 or 行為の時から 20 年(民法 724 条)。 ただし、 人の生命又は身体を害する不法行為 による損害賠償請求権の 主観的起算点からの消滅時効期間は 5 年 (民法 724 条の 2)。
(3) 過失相殺	責任の減免可能&必要的考慮(民法 418 条)	減額に限る(責任の免除不可)&任意的考慮(民法 722 条 2 項)